

会員規約

- 第一条 名称
ジムの名称は TRY-EX KICKBOXING GYM（トライエクスキックボクシングジム）と称します
（以下「本ジム」と言います）
- 第二条 運営・管理
本ジムは代表 増倉 敦 が運営管理を行います
- 第三条 目的
本ジムは会員が施設の利用及び運動を通じて心身の健康維持、増進、運動不足の解消、
プロアマ選手の育成強化を目的とします
- 第四条 本規約の範囲
本ジムが随時会員に対して発表する諸規定は本規約の一部を構成するものとし会員はこれを承諾します
- 第五条 本規約の変更
本ジムは会員の了承を得ることなく本規約を随時変更できるものとし会員はこれを了承します
- 第六条 会員の施設利用範囲
会員は本ジムの定める諸規定に従い本ジムが定める曜日と時間帯に本施設を利用することができます
- 第七条 入会
本ジムの入会を希望する者は規約を了承の上、所定の申込み手続きを行い、
本ジムの承諾を得た上で所定の入会金等を払う事により会員としての資格を取得します
- 第八条 会員の要件
本ジム会員は次の各号に該当するものとします
1、本ジムが承認した者
2、本ジムの規約を厳守する者
3、頭部障害、感染症などの健康の異常がなく本ジムの運動に適している者
4、暴力団、それに準ずる者、その他本ジムの会員としてふさわしくない者
5、入れ墨、タトゥーが入っている者は、なるべく他の会員の目に触れないようにする
- 第九条 入会金
入会金は本ジムが定める金額として如何なる場合も一切返金されないものとします
- 第十条 月会費
月会費は本ジムが定める金額とし所定の方法で支払うこととします

第十一条 回数券

- 1、本ジムは月5回会員、回数券会員に対して回数券を発行します
- 2、月5回会員、回数券会員が本ジムの施設を利用する際は回数券を提示しなければなりません
- 3、月5回会員、回数券会員は回数券を第三者に貸与、譲渡することはできません
- 4、月5回会員、回数券会員は回数券を紛失または破損した場合は、直ちに再発行の申請をするものとします
(再発行には再度、回数券の購入となります)

第十二条 変更事項の届出

会員は住所、連絡先、その他入会申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに本ジムに届出なければならないものとします

第十三条 退会

会員が本ジムを退会する場合は、退会する前月20日までに連絡するものとします

第十四条 休会

病気など特別な理由により1ヶ月以上休会する場合は、休会する前月20日までに連絡するものとします

第十五条 会員クラス

会員クラスを変更したい場合は、変更する前月20日までに連絡するものとします

第十六条 資格喪失

会員が次の各項のいずれかに該当する場合は会員資格停止、除名または強制退会することができるものとします

- 1、入会申込みの際の申告事項に虚偽の記載があったとき
- 2、月会費の支払いを怠ったとき
- 3、本ジムの会員、関係者を中傷または名誉を著しく傷つけたとき
- 4、その他本ジムが会員としてふさわしくないと認定したとき
- 5、本ジムの運営を妨げ、練習中に迷惑行為をしたとき

第十七条 利用算定開始

本ジムの利用算定開始は、所定の手続きを行った日をもって契約開始日とします

第十八条 利用上の注意

- 1、公序良俗に反する行為
- 2、犯罪行為に結びつく行為
- 3、他の会員または関係者の著作権を侵害する行為
- 4、他の会員または関係者の財産、プライバシーを侵害する行為
- 5、他の会員または関係者を誹謗中傷する行為
- 6、本ジムの運営を妨げる行為
- 7、スポーツマンシップに乗っ取らない行為
- 8、その他法律に反する行為

第十九条 責任行為

- 1、本ジム内において発生した盗難、会員間のトラブル、負傷等の事故については、本ジムは一切の責任を負いません
但し、本ジムのスポーツ安全保険に加入されている方は、本ジムでの怪我により通院、入院した場合はスポーツ安全保険の対象となります
- 2、会員は本規約、その他本ジムの定める諸規定に違反して本ジムに損害を与えた場合、それによって生じる一切の損失、費用、経費等を弁償するものとします

第二十条 個人情報

会員から収集した個人情報は厳重に管理し、個人情報の漏洩等に対して、適切な予防並びに是正処置を講じます

第二十一条 施設の一時閉鎖、一時休業

- 1、施設の改装、改修または補修をする場合
- 2、天変地異等の災害、その他によるやむを得ない場合
- 3、本ジム所属の選手が大会に出場する場合